

事 務 連 絡
平成27年12月21日

各部署等の長 殿

ジェンダー協働推進室長
(公印省略)

平成27年度「病児・病後児保育利用料補助事業」利用者募集について（通知）

本学では、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）」に採択され、職業生活と家庭生活の両立を支える環境づくりをめざし、日々支援活動に取り組んでいるところです。

このたび、本事業の一環として、本学の教職員が病児・病後児保育を利用する場合の利用料の一部を補助することにより、職員の仕事と家庭生活の両立を支援するため実施します。

については、貴部署関係教職員へご周知方よろしく申し上げます。

記

1. 実施期間：平成28年1月18日（月）～平成28年3月20日（日）
2. 利用対象者
本学に在職する職員（非常勤職員の場合は社会保険加入者に限る。）で、配偶者を有する場合は原則として配偶者が就労している場合のほか、特段の事情（配偶者の病気入院等）により、病児・病後児保育を利用しなければ就労することが困難であると認められる者。
3. 対象となる乳幼児等
 - （1）0歳から小学校6年生までの乳幼児・児童
 - （2）身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている満18歳に達するまでの子※ただし、病児・病後児保育事業を実施している各病院等の規定に準じます。
4. 採択人数：20名程度
5. 申込締切：平成28年1月8日（金）17時必着
6. その他
利用申請書等は、ジェンダー協働推進室HP (<http://www.gender.jim.u-ryukyu.ac.jp>) からダウンロードできます。詳細は、HPをご確認ください。

連絡先：ジェンダー協働推進室（比嘉）
E-mail：gender@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
TEL：098-895-8675

平成27年度 病児・病後児保育利用料補助事業 実施要項

1. 趣旨

この事業は、琉球大学（以下「本学」という。）に在職する職員が育児支援における病児・病後児保育を利用する場合の利用料の一部を補助することにより、職員の就業及び家庭生活の両立を支援することを目的に実施します。

2. 利用対象者

本学に在職する職員（非常勤職員の場合は社会保険加入者に限る。）で、配偶者を有する場合は原則として配偶者が就労している場合のほか、特段の事情（配偶者の病気入院等）により、病児・病後児保育を利用しなければ就労することが困難であると認められる者（以下「利用者」という。）とします。

3. 対象となる乳幼児・児童等

- (1) 0歳から小学校6年生までの乳幼児・児童
 - (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている満18歳に達するまでの子
- ※ただし、病児・病後児保育事業を実施している各病院等の規定に準じます。

4. 利用を希望する者の募集

理事（ダイバーシティ推進担当）（以下「理事」という。）は、補助事業の利用を希望する者を平成27年12月21日から平成28年1月7日までの期間、募集します。ただし、理事が必要と認めた場合は、これを変更することができるものとします。

5. 利用期間

平成28年1月18日から平成28年3月20日までに利用した病児・病後児保育の利用料金を補助の対象とします。

6. 利用の申請

補助事業の利用を希望する者は、「病児・病後児保育利用料補助事業利用申請書」（別紙様式1。以下「申請書」という。）を、補助事業の募集期間中にジェンダー協働推進室に提出してください。

7. 採択人数

20名程度

8. 申請締切

平成28年1月8日（金）

9. 実施場所

病児・病後児保育事業を実施している各病院等施設内（以下「病児・病後児保育実施施設」という。）。ただし、別表1に掲げる病児・病後児保育事業を実施している病院等に

限ります。

10. 対象となる利用時間等

補助事業の対象となるのは要勤務日における利用に限り、産前・産後休暇や育児休業等で休暇中・休業中の者は除きます。利用時間については、病児・病後児保育実施施設の開業時間内とし、補助対象外となる時間帯等の利用については、全額利用者の自己負担とします。

11. 補助の内容

利用対象者が、病児・病後児保育のため病児・病後児保育実施施設を利用した場合、1家庭につき5回まで利用料金を以下の通り補助します。なお、利用定員・対象児童・利用時間・利用の申込方法・利用料金等は、保育施設の規定によるものとし、診察や投薬料等医療費、送迎等サービスに係る料金は補助対象外とします。

- (1) 利用料金が2,000円未満の場合、利用料金の全額
- (2) 利用料金が2,000円以上4,000円以下の場合、一律2,000円
- (3) 利用料金が4,000円を超える場合、利用料金の2分の1の額

12. 病児・病後児保育実施施設の利用申込み等

病児・病後児保育実施施設の利用の申込及び利用料金の支払いは、利用者が直接保育施設に対して行うものとします。ただし、利用に際し必要な事前登録手続き等は、各病児・病後児保育実施施設の規則に準じます。

13. 補助金の請求

利用者は、病児・病後児保育利用料補助金に係る「立替払請求書」(別紙様式第1号)を、領収書(原本)を添付して、当月分を一括して翌月5日までに、学長あてに請求するものとします。但し、3月の利用分については3月末日までに提出するものとします。領収書原本を紛失した場合等には、補助が認められない場合があります。

14. 書類提出・問い合わせ先

ジェンダー協働推進室(比嘉)

TEL: 098-895-8675(内線2675)

E-mail; gender@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

HP: 琉球大学ジェンダー協働推進室 (<http://www.gender.jim.u-ryukyu.ac.jp/>)

病児・病後児保育利用料補助事業利用申請書

平成 年 月 日

理事（ダイバーシティ推進担当） 殿

病児・病後児保育利用料補助事業を利用したいので、琉球大学病児・病後児保育利用料補助事業実施要項に基づき次のとおり申請します。

申請年度	平成 年度		
ふりがな		職員番号	
申請者氏名			
所属		職名	
E-mail		内線番号	

病児・病後児保育利用料補助事業の利用を希望する児童 (注) 乳幼児及び児童を家庭で保育することができない理由の欄を記入してください。			
1	ふりがな		年齢 歳
	乳幼児・児童名		
	所属の保育園等		
2	ふりがな		年齢 歳
	乳幼児・児童名		
	所属の保育園等		
3	ふりがな		年齢 歳
	乳幼児・児童名		
	所属の保育園等		
乳幼児及び児童を家庭で保育することができない理由* 該当する理由の欄に○を付けて、必要事項を記入してください。			
	両親とも就労	配偶者の勤務先： 勤務形態： 週 日勤務 ・ 1日 時間勤務	
	その他	家庭で保育することができない理由を詳細に記載してください。	

利用を希望する病児・病後児保育を実施している施設（第6条）	
施設名称	

- 手書きの場合は楷書ではっきりと書いてください。
- ※の欄には記入する必要はありません。
- 申請書の個人情報、病児・病後児保育利用料補助事業の運営のために用い、他の目的に使用することはありません。

別表 1

病児・病後児保育実施施設一覧

No.	実施施設名	住所	連絡先
1	安謝小児クリニックこどもデイケアセンター	那覇市安謝215-1	098-869-0600
2	こくらクリニック小児健康支援センター	那覇市古波蔵3-8-28	098-855-1020
3	那覇市母子生活支援センターさくら (はるはうす子育て家庭支援センター)	那覇市首里鳥堀町4-99	098-886-7018
4	海邦病院	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111
5	仁愛会もこもこ	浦添市伊祖4-20-1	098-942-6565
6	名護療育園	名護市字宇茂佐1765番地	0980-52-1675
7	くでけん小児科	糸満市西崎6-11-8	098-994-2099
8	かみや母と子のクリニック	糸満市字阿波根1552-2	098-995-3511
9	中部徳洲会病院	沖縄市照屋3-20-1	098-937-1110
10	松岡病児保育センター	豊見城市字高嶺395-56	098-850-9529
11	ぐしこどもクリニック 病児室「ぴーなっつ」	豊見城市字宜保291-1F	098-850-3102
12	やびく産婦人科・小児科	北谷町字砂辺306	098-936-6789
13	太田小児科医院	西原町字小橋川164-1	098-946-5081
14	大里こどもクリニック	南城市字大里2545-1	098-882-8111
15	わんぱくクリニック	南風原町字津嘉山1490-2F	098-888-1234
16	うえむら病院	中城村字南上原803-3	098-895-3535

※沖縄県が補助対象とする病児・病後児保育事業実施施設（平成27年10月21日現在）

＜病児・病後児保育利用料補助事業 フローチャート＞

1. ジェンダー協働推進室 → 利用者（教職員）
「病児・病後児保育利用料補助事業」の利用者募集を行う。
2. 利用者（教職員） → ジェンダー協働推進室
病児・病後児保育利用料補助事業への申請を行う。（提出先：ジェンダー協働推進室）
3. ジェンダー協働推進室 → 利用者（教職員）
利用者（教職員）に制度の利用可否を報告する。
4. 利用者（教職員） → 病児・病後児保育実施施設
病児・病後児保育実施施設（以下「施設」という。）及び各市町村担当課へ事前登録等の手続きを行う。実際に利用する際は、利用者自身が直接施設に利用申請する。
5. 利用者（教職員） → 病児・病後児保育実施施設
病児・病後児保育利用料補助事業を利用した際は、利用料金の全額を直接施設に対して支払う。支払後、領収書、病児・病後児保育を利用したことが確認できる書類（領収書で病児・病後児保育を利用したことが確認できるときは、省略できるものとする。）を施設から受け取る。
6. 利用者（教職員） → ジェンダー協働推進室 （提出先：ジェンダー協働推進室）
利用者は、育児サポート・サービス利用後、5で受け取った書類（原本）と、立替払請求書（別紙様式第1号）、病児・病後児保育利用実績報告（別添）をジェンダー協働推進室宛に、提出する。提出の際は、1月に利用した分をまとめて翌月の5日までに提出する。ただし、3月の利用分については、3月末日までに提出すること。

